

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 7 月 1 日

株式会社ユーグレナ

2024年7月1日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝五丁目29番11号  
株式会社ユーグレナ  
代表取締役 出雲充

当社は、2024年4月8日付で株式会社LIGUNA（以下「LIGUNA」といいます。）との間で締結した合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LIGUNAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項を記載し、本店に備え置きます。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年7月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社であるLIGUNAは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求手続は行っておりません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社であるLIGUNAは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

LIGUNAは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

#### (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

LIGUNAは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2024年4月23日付の日刊工業新聞及び2024年5月28日付の官報公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の差止請求手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 5 月 28 日付の官報公告及び電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、合併契約に基づき、LIGUNA の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 7 月 1 日（予定）

7. 前各項に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上